

# JRIS 一問一答

一問一答【2009】10号

2009年7月10日

日綜（上海）投資コンサルティング有限公司

投資コンサルタント 呉 明憲

e-mail : meiken@jris.com.cn

http://www.jris.com.cn

上海市浦東新区世紀大道100号

上海環球金融中心15楼62室

電話 : 021-50541677 fax : 021-50546122



日本総研

The Japan Research Institute, Limited グループ

質問：

中国語で言う「定金」と「訂金」の違いを教えてください。

単純に翻訳しますと、「定金」は手付金であり、「訂金」は前払金であります。中国語での発音はどちらも ding4jin1 であり、混同してしまいそうになりますが、意味合いとしては大きく異なりますので注意が必要です。

日本の手付金はその意味合いとして3つに分かれております。

解約手付	売買契約の際に(理由の内容にかかわらず)買主はそれを放棄することで、また売主はその2倍を買主に払うことで、それ以上の義務をなにも負わずに解約できる手付金。
証約手付	契約が締結された証拠という意味での手付。
違約手付	債務不履行があった場合、その損害賠償の額を予め約束する(違約罰)目的での手付。

日本の手付金の概念を大よそ理解した上で、中国の「定金(手付金)」について見て行きます。「定金(手付金)」は《中華人民共和国契約法》及び《中華人民共和国担保法》の中で言及されています。まず《中華人民共和国契約法》から見て行きます。

契約法第115条 【手付金】	当事者は《中華人民共和国担保法》に基づき、一方が債権の担保として相手方に手付金を給付することを定めることができる。 <u>①債権者が債務を履行した後に手付金は代金に充当し、または返還しなければならない。</u> <u>②手付金を支払った一方が約定された債務を履行しないときは、手付金の返還を請求することができない。</u> <u>③手付金を受領した一方が約定された債務を履行しないときは、手付金の倍額を返還しなければならない。</u>
-------------------	---

<p>契約法第 116 条 【違約金と手付金の選択】</p>	<p>④当事者が違約金を約定し、手付金も約定する場合、一方が違約したとき、相手方は違約金または手付金の条項を適用することを<u>選択</u>することができる。</p>
------------------------------------	---

(番号は筆者注)

次に、《中華人民共和国担保法》を見て行きます。

<p>担保法第 89 条 【手付金及びその法律効力】</p>	<p>当事者は一方が相手に手付金を債権の担保として約定することができる。①<u>債務者が債務を履行した後、手付金は代金に充当または回収しなければならない。</u>②<u>手付金を支払った一方が約定した債務を履行しない場合、手付金の返還を要求する権利はない。</u>③<u>手付金を受け取った一方が約定した債務を履行しない場合、2 倍にして手付金を返却しなければならない。</u></p>
<p>担保法第 90 条 【手付金の成立】</p>	<p>手付金は書面形式で約定しなければならない。当事者が手付金契約において手付金を支払う期限を約定しなければならない。⑤<u>手付金契約は実際に手付金を交付した日より効力を発生する。</u></p>
<p>担保法第 91 条 【手付金の金額】</p>	<p>⑥<u>手付金の金額は当事者により約定するが、主契約対象額の 20%を超えてはならない。</u></p>

(番号は筆者注)

これらを総合すると次の通りです。

<p>① 手付金は代金に充当するもの ② 手付金支払側が債務履行しない場合、手付金の返還を受けることはできない ③ 手付金受取側が債務履行しない場合、手付金の倍額を返還 ④ 違約金条項と手付金条項はいずれか一方のみを選択適用 ⑤ 手付金契約は手付金交付日より効力発生 ⑥ 手付金金額は主契約の 20%以内</p>
--

一方で、「訂金（前払金）」は「《中華人民共和国担保法》適用の若干問題に関する解釈」の「手付金部分に関する解釈」の中で言及されています。

解釈第 118 八条	当事者が留置金、担保金、保証金、締結、デポジットまたは前払金等を交付したものの、手付金性質を約定していない場合、当事者による手付金の権利主張について、人民法院は支持しない。
------------	--

逆に言えばこの程度でしか法律では言及されておりません。条文を見る限りでは、「訂金（前払金）」は「定金（手付金）」以下の効力しか持ち合わせないことがわかります。要するに、「訂金（前払金）」は担保としての機能はなく、前払金としての機能しかありません。そのため、「訂金（前払金）」を支払った後に相手方が契約を履行しなかったとしても、「訂金（前払金）」を返却する、損害賠償を行うだけでよく、「定金（手付金）」のように倍額返却する必要はありません。ただし、条文にありますように約定の中で「訂金（前払金）」に「定金（手付金）」の性質を約定している場合、「定金（手付金）」としての役割を持たせることができます。

冒頭にも書きましたが、定金と訂金は中国語では発音が全く同じでありながら、意味合いとしては上記のように異なりますので、書面で最終確認をするよう習慣付けておいたほうがいいでしょう。

以 上

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できると思われる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。